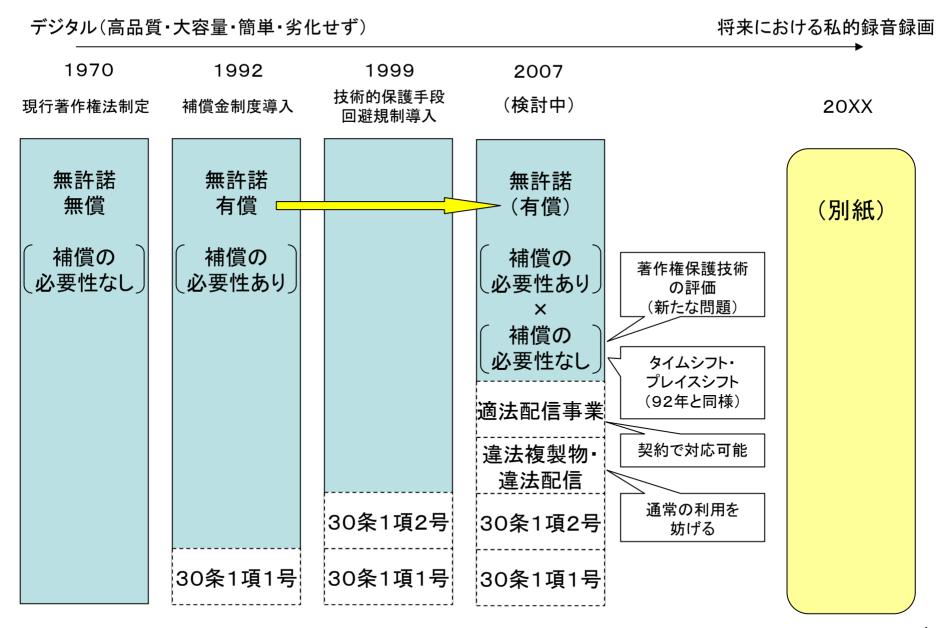
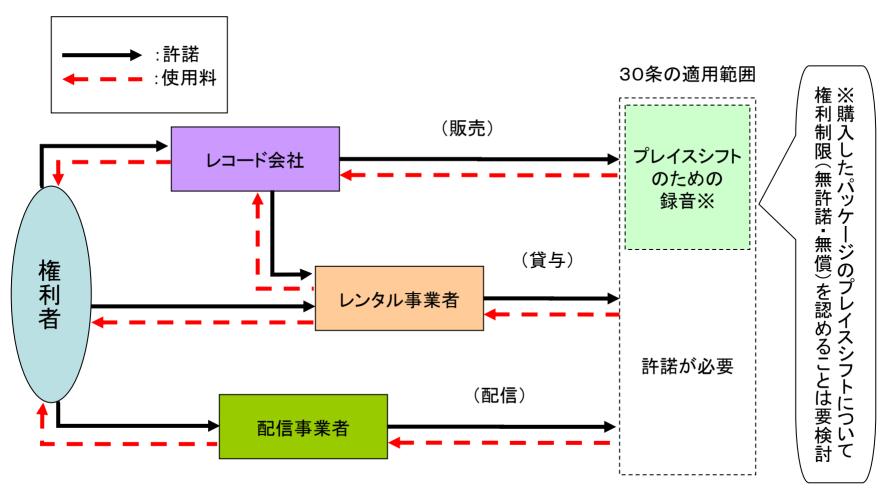
## 私的録音録画と補償の必要性に関する考え方の変遷



## 将来における私的録音(娯楽目的に限定)について

- ・著作権保護技術の発達・普及を前提に、私的録音に関しては、30条の適用除外とする。 (補償金制度の廃止)
  - ※原則として、著作権保護技術の範囲内の私的録音には権利者の許諾が推定される
  - ※権利者は一般に著作物等の提供者を通じて利用者から対価を徴収するが、 権利者が利用者と直接契約を締結することも考えられる
  - ※著作権保護技術の内容によっては私的録音に関する使用料を徴収しないこともありうる



## 将来における私的録画(娯楽目的に限定)について

- ・著作権保護技術の発達・普及を前提に、私的録画に関しては、30条の適用除外とする。 (補償金制度の廃止)
  - ※原則として、著作権保護技術の範囲内の私的録画には権利者の許諾が推定される
  - ※有料放送事業者については、配信事業者と同じ

権利者は一般に著作物等の提供者を通じて利用者から対価を徴収するが、 権利者が利用者と直接契約を締結することも考えられる

※著作権保護技術の内容によっては私的録画に関する使用料を徴収しないこともありうる

